

大使館からのお知らせ（ポーランド国内の制限の強化について（４月１日））

<ポイント>

○ポーランド国内の制限の強化について

３月３１日（火）に行われたモラヴィエツキ首相及びシュモフスキ保健大臣の記者会見において、コロナウイルス感染拡大を目的とするポーランド国内の措置の強化が発表されましたので、概要を以下のとおりお知らせいたします。これらの措置は特に明示のない限り本１日から施行されますのでご留意ください。

- 美容サロン、理髪店等の営業の禁止、また、大規模ホームセンターの週末営業を禁止とする。
- 食料品店及び薬局は従来通り営業するが、入店可能人数をレジの３倍までに制限される。午前１０時から正午までは６５歳以上の高齢者のみ入店可能とし、４月２日以降、店舗利用者は使い捨て手袋を着用すること。
- 郵便局は、利用者数を窓口の数の２倍までに制限される。
- ホテル及び宿泊施設は原則営業禁止とし、隔離措置対象者又は従業員が使用する場合のみ例外とする。現時点での施設利用者は、職務遂行のため宿泊している団体宿泊者を除き４月２日までに退去しなければならない。
- 患者の健康状態に不可欠な場合を除き、リハビリ治療は延期する。
- ４月２日より、職場内においても、１．５ｍの距離の確保、職員の手袋着用、消毒液の配置等の予防措置を講じ、雇用者はこれら措置の実施義務を負う。
- これまで、公共交通機関の利用者が定員の半数までに制限されていたが（例えば、定員７０人の場合は最大３５人まで乗車可能）、９人乗り以上の私用車にも同措置を適用する。
- 子供や障害者の世話をする場合を除き、相手との距離を２ｍ以上おくこと。
- 大人を伴わない１８歳未満の者のみでの外出を禁止する。
- 公園等の広い屋外空間の利用を制限する。
- 自転車等の共有サービスを禁止する。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：＋４８ ２２ ６９６ ５００５

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号（＋４８ ２２ ６９６ ５０００）へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆ＨＰ：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html